⑵ 新事業開拓事業者が、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下、単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行する会社である場合、当該株式が金融商品取引所に上場される前に、ⅰに規定する新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けていたことがあるものであること。	
②～④　（略）	②～④　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）

附　則

この告示は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和八年三月三十一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）	第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）
１　構造の安定に関すること	１　構造の安定に関すること
１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　評価基準（新築住宅）	⑶　評価基準（新築住宅）
評価対象建築物のうち建築基準法第20条第１項第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからリまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第１項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。	評価対象建築物のうち建築基準法第20条第１項第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからリまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第１項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　保有水平耐力計算等による場合	ロ　保有水平耐力計算等による場合
次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。	次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。
①　評価対象建築物の地上部分について、次のａ又はｂのいずれかに適合し、かつ、次のｃに適合している場合を除いては、令第82条の３第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１の１－１⑵ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下１－１において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）	①　評価対象建築物の地上部分について、次のａ又はｂのいずれかに適合し、かつ、次のｃに適合している場合を除いては、令第82条の３第１号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第２号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第５の１の１－１⑵ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率（以下１－１において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）